

第 14 回一般社団法人化委員会議事録

開催日時：2025 年 10 月 14 日（火）12：30～13：30

場 所：オンライン Zoom 開催（宮代会側参加者は宮代会館にて）

出席者：弁護士 高松直樹先生（奏和法律事務所）

一般社団法人化委員会委員長	2021～23 年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2021～23 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2022～24 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26 年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2025～27 年度 宮代会副会長
事務室	宮代会事務室長

1 監事および理事の任期に関する運用方針の確定

監事の任期について

- ・ 定款に記載された「再任を妨げない」旨の規定は、再任を義務付けるものではないため、以下の運用基準を新たに設けることは法的に問題ないと判断された。
- ・ 運用基準として、役員候補者推薦規程等に「監事の任期は原則 1 期（3 年）限りとし、例外的な事情がある場合に限り再任を検討する」と明記する方針で監査と打合せする事となった。

理事の任期について

- ・ 宮代会における理事選任方法（卒業後 14 年目以降の回生を対象とし、4 卒業回生を一組とする 8 組の各組より順番に 1 名を選任する方式）により、実質的に理事は 2 年任期で交代する運用となっている。
- ・ 今後、この選任方法を規程に明記することが決定された。

2 設立後の実務運用に関する確認事項

- ・ 諸規程の施行日は、設立日である 2025 年 10 月 20 日とすることが確認された。
- ・ 理事会の成立根拠については、理事会運営規程に定足数に関する規定が既に存在するため、議事録上に「有効に決議できる人数を充足している」と記載することで、会議の成立および決議の有効性を示す運用が適切であるとされた。
- ・ 理事会発表事項（招集通知）において、出席・欠席理事の氏名（フルネーム）を記載する義務はなく、法的に必要とされるのは「日時」と「場所」のみである。ただし、議事録には参加者を特定する目的でフルネームの記載が望ましいとされた。
- ・ 次期定時総会は、「会員総会」と「社員総会」の二段階形式で実施する。役員選任は定時総会前の臨時社員総会にて既に完了しているため、会員総会にて報告を行った後、社員総会を連続して開催し、計算書類等の承認を行う形式が有効であると確認された。

一般社団法人設立記念お祝い会

2025 年 10 月 25 日（土曜日）午後 1 時 宮代会館にて